

## 川越・東松山民商 民商だより 2021/10/6 NO.36

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

### 埼玉県 10月から段階的緩和措置へ移行での確認点

緊急事態要請が解除され、飲食店ではお酒の提供が出来る段階的緩和措置に移行となりました。期間は10/24までとされ、感染状況がステージ2相当に下がるまで継続とされています。

#### 飲食店 時短・休業要請と、協力金は継続(15期)

10/24までの期間で、15期となる協力金申請出来ます。支給下限額は1日2.5万円です。営業時間21時まで、酒の提供20時まで。飲食提供時間は120分以内で4名もしくは同居家族に限り、カラオケ利用は自粛となります。



#### 通常時営業時間が21時までのお店について＝県「現在、検討中」との回答

今回初めて、認証ステッカーなしのお店に対する、協力金の支給が決定しています(営業時間20時迄、酒の提供自粛)。しかし、これに沿って、ステッカーをすでに取得している店が要請に従っても、協力金の申請が出来ません。

例えば、営業時間21時までのお店で、今年1度も店を開けずに休業をしていた場合、県が勧めるステッカーを任意で取った方は支給されず、何もしなかったお店は協力金がもらえるという理不尽な内容になっています。

これに関して5日時点で、県の相談窓口に多くの問い合わせが届き、「現在、検討中」との回答に変わりました。

正式な回答ではありませんが、詳細が分かり次第お知らせします。

#### 月次支援金の期間、1か月延長 10月分の売上が50%減の場合も対象

経産省は1日、時短休業要請が延長となったため、月次支援金の10月分までの延長を発表しました。申請は2か月以内です。現在は、8月・9月分の申請が可能です。最大で個人10万円/月、法人20万円/月です。

月次支援金4~6月分の追加支援分、埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金の申請期限は10/15となっています。県の申請には、月次支援金事務局から届くハガキが必要ですが、届いていなかったり紛失した場合は、支援金マイページと振り込まれた通帳のコピーの添付で対応が出来ます。

最大で個人2.5万円/月、法人5万円/月です。

#### 「事業計画書」作成で、コロナ後の商売継続ビジョンを考えましょう

国内の1回目ワクチン接種率が70%、高齢者の接種率が90%を超えました。この先の状況はまだわかりませんが、中小零細企業にとって厳しい時代を乗り越えるための、コロナ後の商売継続のためのビジョン検討が必要です。

そのためには、商売の状況を知り、どう展開するべきかがわかる事業計画書・経営計画書の作成が有効です。この事業計画書ですが、全中小業者の半数以上が「1回でも作成し

たことがある」と答えています。

事業計画が出来れば、コロナ禍を乗り切るための支援制度が使えます。国や県などの制度や補助金をうまく活用しましょう。事業計画書の作成と県の承認に対して奨励金を出す自治体もあります。

#### 悩み事は民商に相談 17日、31日になんでも相談会も開催

民商では、事業計画書の作成をサポートします。外向けには、秋のなんでも相談会を、東松山市民文化センターで17日、ウエスタ川越で31日に開催します。申請など悩んでる仲間がいましたら、「民商に相談してみたら？」と声をかけてください。コロナに負けず、商売の継続に全力を注ぎましょう。

#### 9月議会で決定された、新たに創設された自治体支援制度

##### ●小川町中小企業者等事業継続支援給付金(追加分)

主たる事業所が小川町にあり、9/30までにコロナ融資を受けている場合、50万以上の借入で10万円、100万円以上の借入で20万円。5月に締め切った第2弾です。前回申請した方も差額が申請可。申請期限11/30。

##### ●小川町中小企業者等感染対策支援補助金

町内事業所において利用者・従業員の感染防止のため、今年4月~12/31までに設置取得し支払いの完了する①換気工事費②高性能空気清浄機・CO2測定器の費用2/3、上限10万円を補助。申請期限1/31。

##### ●第2弾ときがわ町中小企業・個人事業主応援金

主たる事業所が町内にあり、今年1~11月のどこか1か月と、前年・前前年の同月と比べ売上20%以上減少の場合最大10万円。申請期限12/28。

##### ●川島町経営継続補助金(仮)(再)

セーフティーネット融資など、売上20%減での町の認定を受けて借入している融資が100万円以上あり、昨年この補助金や持続化給付金を受けていないなどの方、10万円補助。申請期限12/24。

##### ●さいたま市小規模企業者等給付金

8月及び9月の売上がR2年のいずれかの月と比べて減少。一律10万円。

##### ●ふじみ野市小規模企業者等臨時支援金 売上減少比較要件変更

#### 今月、期限を迎える支援金・給付金など

- 月次支援金(8月売上分) 10/31まで
- 埼玉県外出自粛等関連事業者協力金(4~6月分) 10/15まで
- 埼玉県大規模施設等協力金(内、非飲食業カラオケ事業者 7/12~8/31分)  
小規模の非飲食業カラオケ事業者で期間中休業の場合 10/15まで
- 埼玉県感染防止対策協力金(13期:7/12~8/31分) 10/29まで
- 滑川町小規模事業者等事業再構築応援金 10/29まで

編集幸喜 先週もお伝えしましたが、段階的緩和措置に関する要請は県対策本部長要請となり、「お願い」という意味合いの強いものとなっていて、命令や罰則の規定などはありません。緊急事態要請の解除で酒の提供が可能となり、常連さんからの「待ってたよ」の声が多い事も相談の中で聞きます。24日以降の状況はまだわかりませんが、1年近く時短休業要請に振り回されてきた飲食店の中で、協力金を申請しないで営業を開始する店も増えているようです。感染防止対策は遵守し、周りの状況なども考慮しながら、商売継続へ向けた準備を進めていくべきかと考えます。